

法務省民一第817号

平成26年7月31日

法務局民事行政部長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局民事第一課長

(公 印 省 略)

戸籍に記載がない者に関する情報の把握及び支援について（依頼）

女性が元夫との離婚後300日以内に子を出産した場合、原則として、民法第772条の規定により、元夫が当該子の父と推定され、戸籍上も当該子は元夫の子として取り扱われるところ、出生届の届出義務者である母が他に当該子の血縁上の父が存在すること等を理由として出生の届出をしないために、当該子が戸籍に記載されないことがあります。このような経緯により、日本国籍を有するものの戸籍に記載がない者（以下「無籍者」といいます。）については、戸籍謄本等により身元を証明することができないために社会生活上様々な不利益を被ることがあるほか、各種の行政サービスを楽しむ上で困難が生じるものと思われま

す。このような事情に鑑みると、無籍者については、その情報をできる限り把握するとともに、無籍者が適正な手続により戸籍に記載されるための支援を行う必要があります。

ついては、貴管下市区町村長に対し、戸籍担当部署（以下「戸籍窓口」といいます。）において無籍者についての情報の把握に努めていただくとともに、これを把握したときは、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局（以下「管轄法務局等」といいます。）に無籍者に関する情報（通称、生年月日、連絡先等）を連絡するほか、無籍者に対して管轄法務局等への相談方を御案内いただきますよう周知方取り計らい願います。

また、無籍者についての情報は戸籍窓口だけで全て把握することは困難であり、住民基本台帳、児童福祉、学校教育等の戸籍以外の業務を行う過程でもこ

れに関する情報に接することがあるものと思われます。そのため、貴局管内の市区町村長、児童相談所長、教育委員会教育長等に対し、戸籍以外の所管業務の過程で無籍者に関する情報を把握したときは、市区町村の戸籍窓口に無籍者に関する情報（通称、生年月日、連絡先等）を連絡していただくとともに、無籍者には管轄法務局等への相談方を御案内いただくよう協力を依頼する旨の文書を発出していただきますよう併せてお願い申し上げます。

なお、無籍者への対応等につきましては、法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji175.html>）を御参照願います。